

平成29年3月

建設業を営む皆様へ（お願い）

～就労環境改善による担い手の確保・育成に向けて～

県では就労環境の改善による建設技術者・技能労働者の確保・育成に向けて、設計労務単価の引上げ、適正な予定価格の積算、入札制度の改善、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく下請契約の適正化・適切な賃金水準の確保等及び建設産業担い手育成支援等を行っています。建設業を営む皆様には、協働して取組推進をお願いします。

1 技能労働者へ適切な水準の賃金の支払いを行ってください

- ◆公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、平成29年3月に約3.2%引き上げられました。この引上げを技能労働者の処遇改善に繋げるため、自社で使用する技能労働者の賃金について、労務単価を考慮した水準への引上げに御協力ください。
- ◆3月1日以降に契約を締結する工事のうち、引上げ前の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、引上げ後の労務単価に変更協議の請求ができることとしています。変更を行った場合には、当該工事に係る元請・下請間の請負契約金額の見直しや賃金水準引上げ等について適切に対応してください。
- ◆前金払制度を積極的に活用し、賃金の支払遅延等による就労環境悪化を防止してください。

2 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入の徹底を行ってください

- ◆労務単価には技能労働者の本人負担分の法定福利費が含まれているほか、予定価格の現場管理費に事業主負担分が含まれています。別添資料「公共工事設計労務単価と法定福利費」を参考に、法定福利費を含んだ下請契約の締結や自社労働者の社会保険等加入の徹底に努めてください。
- ◆必要な法定福利費（事業主負担分）の確保に当たっては、法定福利費を内訳明示した標準見積書を活用してください。
 - ※標準見積書の活用に向けて、元請業者は書面による見積依頼の際に下請業者に対して標準見積書による提出を求め、提出された場合はこれを尊重してください。
 - ※各専門工事業団体が作成した標準見積書及びこれの作成手順書は、国土交通省ホームページ（「建設業の社会保険未加入対策について」のページ（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html））「2. 知りたいことを探す」の「4 法定福利費を内訳明示した見積書」で確認できます。
 - ※鳥取県のホームページ（県土整備部技術企画課のページ（「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱について」<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>））でも、より簡便な標準見積書活用に向けて県独自に作成した参考様式等を掲載しています。
- ◆元請業者には、社会保険等適用事業所であるにも関わらず未加入の下請業者に対する指導に努めることをお願いしています。ただし、社会保険等適用除外者（従業員が4人以下の個人事業主や一人親方）が既に国民健康保険等の適切な保険に加入している場合は、改めて社会保険等への加入を強制したり現場から排除することのないよう注意してください。
 - ※上記国土交通省ホームページ「1. お知らせ」に掲載の「建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について」等をご参照ください。

3 適正な価格による下請契約に努めてください

- ◆通常必要と認められる原価に満たない価格による契約のしわ寄せが技能労働者の賃金水準の低下を招かないよう、別添資料や県が公表する設計書（金入り）を参考にしながら、少なくとも発注者が設計した直接工事費相当額とこれに必要な法定福利費（事業主負担分）を確保した価格以上での下請契約の締結の徹底に努めてください。